

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、これまで「国土」、「社会」、「人間」の3つの健康をまちづくりの基本理念に掲げ、個性的なまちづくりを推進してきた。その代表的な政策のひとつとして、昭和45年に町全域の96%（現在は97%）を市街化調整区域に指定し、無秩序な都市開発を抑制することによる計画的な土地利用を進めてきたことで、政令指定都市である福岡市に隣接しながらも、豊かな自然環境と美しい田園風景を保有する、全国でも珍しい町となっている。

こういった特長から、人口は近年まで微増傾向を維持することができた。しかし、平成27年(8,448人)をピークに、本町でも人口減少が始まっており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という）の推計によると、2040年には7,873人（▲575人）に減少することが予測されている。又、高齢化率についても、平成30年4月時点での住民基本台帳を基にした高齢化率では、27.7%と福岡都市圏にありながら、福岡県平均より1ポイント高く、2040年には32.2%に達することが予測されている。又、町の経済活力を生み出す産業別就業状況については、町内の就業者3,836人のうち、第2次、第3次産業の従事者が96%を占める一方、第1次産業の従事者の数は4%と低く、今後益々減少することが予想される。

中小企業者の実態については、本町の卸・小売・飲食店の事業所数の推移をみると、過去20年において150~170事業所を前後する横ばい状態が続いている。今後の町内及び周辺商圏における人口減少ならびに人口構造の高齢化に伴い消費が抑制されることで、町内及び周辺商圏を対象とした消費型産業の減退が予測される。本町の経済成長の指標である町内総生産は平成7年から増加傾向になっているが、国勢調査による生産年齢人口は横ばいで推移している。今後は生産年齢人口の減少、人口構成の高齢化が続くことからさらに経済成長を鈍化させることが予測される。そのため、市内中小企業の生産性の抜根的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは喫緊の課題である。

(2) 目標

目標認定件数：9件

本町の中小企業者の状況を把握している商工会と連携を図り、本法を必要とする中小企業者に対し本法利用にあたっての申請や手続きのサポートを行う。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等の経営強化に関する基本方針に基づき労働生産性向上の目標伸び率は年平均3%以上とし、5年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性向上の目標伸び率は15%以上、3年間の計画の場合、3年後までの目標伸び率は9%以上、4年間の計画の場合、4年度までの目標伸び率は、12%以上とすることとする。

広域連携等も含めた地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請、その他のグループによる申請については、グループ全体としての指標又は参加者個々の指標のいずれでも用いることができることとする。

注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）で除したものとす。

○算定式

$$\frac{\text{(営業利益+人件費+原価償却費)}}{\text{労働投入量}} \\ \text{(労働者数又は労働者数}\times\text{1人当たりの年間就業時間)}$$

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、トリアス久山等、幹線道路沿道への商業施設立地や、また工業団地として造成されている登尾工業団地、赤坂工業団地及び原工業団地を工業地として配置しており、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 健全な地域経済の発展に配慮すること。

※公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては認定の対象としない。

(2) 雇用の安定に配慮すること。

※人員削減を目的とした取組は認定の対象としない。